

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須幸手線	路線名
加須市本町一〇四〇番一地先から 同市本町一〇四七番地先まで	供用開始の区間
令和三年六月二十五日	供用開始の期日
令和元年九月二十日付け埼玉県行田県 土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長八四・五四メートル	備考